

消費生活
の豆知識

その34

成人を迎えた皆さんへ

事例

○駅前で「お肌が荒れていますね」と声を掛けられ、アンケートに答えると「お礼にお肌の無料診断をさせていただきます」と喫茶店に案内された。診断の結果、化粧品を購入とエステの勧誘を受けた。「お金もかかるし、親に相談したい」と言ったが、「20歳になれば、親の同意は必要ないから」と強く言われ、長時間説得され、断れず

に40万円のクレジット契約をしてみました。

路上で化粧品やエステなどの勧誘をする、キャッチセールスのトラブルが後を絶ちません。勧誘の手法は訪問や電話などによる場合もあります。20歳になると自分の行動に責任が生じます。一度契約をすると解約が困難な場合もあるので、本当に必要かどうかよく考え、慎重に契約をしましょう。また、友人からのもう

け話などにも気を付けましょう。

消費者へのアドバイス

①路上で呼び止められ、勧誘をされても安易に立ち止まらないようにしましょう。話を聞いた後、ビルや店舗に同行すると、さらに断りにくくなってしまいます。
②契約に迷ったら、その場では契約せずに家族や周囲の人に相談しましょう。
③トラブルが生じた場合は、生活情

生活情報センター（アトレ6階）

休館日＝火曜日

☎226-7066 ☎225-1860

報センターに相談してください。

■消費者カレッジ

介護・葬儀・お墓など終活の知識を学ぶ

講師：金融広報アドバイザー・倉並珠貴さん 日時：2月19日(水)、午後

1時30分～3時 対象：市内在住・在勤 定員：先着50人 申し込み：

2月1日(土)、午後2時から電話・フ

どうしよう？
と思ったら

市民相談案内

相談内容	問い合わせ
日常生活の悩み事	広聴課 ☎224-5022
多重債務	
行政・法律	
税金・年金	
不動産・登記	
建築・住宅修繕	
マンション管理	
児童虐待	児童虐待防止 SOS センター ☎0120-283-505
子育て・児童虐待	こども安全課 ☎224-5821
ひとり親家庭	
育児の悩み	地域子育て支援センター ☎233-7503
教育全般	リバーラ ☎234-8333
いじめ直通電話	リバーラ ☎234-8336
青少年の悩み事	少年指導センター ☎224-5724
性感染症・エイズ	保健予防課 ☎227-5102
うつ・アルコール	
健康・不妊・不育症	健康づくり支援課 ☎224-8611
人権	さいたま地方法務局川越支局 ☎243-3824
在宅介護・高齢者虐待	高齢者いきがい課 ☎224-5809
障害者	☎224-5785
	障害者福祉課 ☎225-3033
障害者虐待	障害者虐待防止センター ☎227-4330 ☎226-7666
女性の悩み・DV	男女共同参画課 ☎224-5723
消費生活	生活情報センター ☎226-7476
結婚・内職・交通事故	市民相談室分室 ☎226-0058
労働・雇用	雇用支援課 ☎227-5776
就職活動	川越しごと支援センター ☎227-5775
外国人市民	国際文化交流課 ☎224-5506

実施日・相談内容などはお尋ねください▶予約が必要な相談があります▶電話番号などのかけ間違いにご注意ください

PICK-UP

障害者虐待防止センターにご相談ください

障害者福祉課 ☎224-5785

障害者虐待防止センターは、障害者本人に対する虐待を早期に発見し、防止するために開設された相談窓口です。虐待から障害者を守り、養護者等への支援を行います。「虐待かもしれない…」と思ったら速やかに下記まで連絡してください。個人の秘密は厳守します。

障害者虐待防止センター ☎227-4330 ☎226-7666

相談時間…月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分

*相談時間外は、自動音声案内により緊急連絡先をご案内します。